

研究

富尾神社の縁起(一)

佐伯市青山の黒沢に
佐伯惟治と祀る神社

会員 森 矢 勘 藏

佐伯市の中心部から県道佐伯一三軒屋一蒲江線を約十
軒南下し、川井から右折して黒沢の谷に入り、市道を四
軒ほど進ると、緑の山々に囲まれて散在する十数戸の部
落舟形に至る。この部落を貫流する堅田川の清流をへた
てて対岸に、こんもりと一を森の中に、悲運の城主佐伯
惟治の霊と祀る富尾神社がある。

旧青山村役場の「神社明細帳」には、次のように記さ
れている。

大分県管下豊後国南海部郡青山村字船形
村社 富尾神社

一 祭神 大神惟治霊
一 由緒 大永七年七月廿五日創立 佐伯領主佐伯惟治

ノ靈ヲ祭ル

惟治御高知ニ於テ目及シテヨリ屢々靈ヲ現ハ
ス 是ニ於テ村民相謀リ地ヲ今ノ船形ニトシ
一社ヲ創立シ其ノ靈ヲ祭リ富尾大神現ト称ス
実ニ大永七年七月廿五日ナリ

爾来佐伯藩主毛利氏ニ至リ深ク尊崇シ代変リ
ノ節ハ必ズ参拜アリ又毎年正月七月廿五日ノ
例祭ニハ左右ノ臣ヲシテ代参セシム藩中最モ

昔明ノ神社ナリト
廢藩後其式隨テ廢レリ然レトモ二季ノ祭典初メ
ニ異ナルフト無シ明治九年各社合併ノ際当村字
伏木川鎮座馬鎮神社へ合併ノ延明治十九年十一
月十六日復旧許可ヲ得テ同年十二月廿二日本社
へ遷座セリ

一 神殿 竪 志間参寸 横 志間参寸
一 素屋 竪 参間参尺 横 参間
一 渡殿 竪 志間参尺 横 志間
一 拜殿 竪 志間参尺 横 参間参尺

一 境内 六百廿四坪 氏有地第一種地主黒沢共有地第
三種明治二十年六月二十日併下許可
一 境外所有地 (三筆あるも着意)

一 氏子 五拾戸

一 大分県庁迄 拾九里参拾三丁
昭和四年十月二十五日内務省三分社第一七号村社ニ
列ス。

大永七年の創建といえは惟治公を祀る佐伯十社の中で
一番古いものである。是を神域に踏み入れると、先ず
銅製のこま犬が迎えてくれる。御影石の鳥居をくぐり、
同じ御影石のよく整った石段五〇段を登りつめると、
約三百坪程の平地に、拜殿、渡殿、素屋に包まれた神域
がひっそりと建っている。社頭に立つて周囲を見廻せ
ば、参道石段の両側に以樹令七、八十年と思おれる杉
並木が立並ぶ、社殿の前方には何時頃植えられたもの
か、周り四、八米程の大杉が聳え、珍らしいナギの木も
目通り約一丸米あって、相当の年代を経たことを思わ
せるに十分で、後の山は椎の老樹に蔽われた、更に神
森にふさふさいいたまらずまいである。

拜殿の正面に掲げられた古色蒼然とした「富尾大権現」の扁額の下にぬかづいて、薄暗い神威を拜めば、公の幽魂がいまにも現われるような錯覚を覚える。

この神殿に公の使用したと伝えられる兜二鉢と、神社の縁起二巻が收められているが、殆んど門外不出で、氏子の方々も目を通され人は稀である。私は幸いにして去る昭和三十六年、佐伯史談会の黒沢探訪の際、故足田官司の許可を得て、先輩諸氏とともに拜観することができた。それは漢文体の美しいお家流で書かれた二巻であるが、継目の糊がはかれ、何枝かをへなき合せて見る状態であった。由緒あるものだから裏打表具して、完璧な姿で保管して頂きたいものである。

次に御紹介する縁起は、故足田翁が写して保管されていた写本を、借り受けて書写したもので、私に書損もあるが、縁起に誌るされた公の戦死年月日、佐伯氏系譜等は、先般諸氏がしはし「史談」に發表されたものとは相違の点も多々あるが、その神社の由緒を物語るものとして、敢えて史実的な考察はぬきにしてお誦及頂きたい。去る九月二十日日向路に、惟治公由縁の地を訪ねて、追慕の念切々とて起り、「史談」の余白をかりて、往時の人々が如何に惟治公の靈を尊崇していたかを偲びたい。

富尾大権現縁起

多田氏八世孫記内少輔的

原史豊後国海部郡佐伯庄黒沢村御本山定光寺富尾大権現者祖母岳大明神二十有一世之遠孫佐伯薩摩守惟治公之神廟也

曰、若翁古、祖母岳大明神者鷓鴣草茸不合尊之御母神武天皇御祖母豊玉姫而鎮座于豊後日向塩城一靈威儼然也

古記に曰く、往昔日向、塩田に有り富人、或は云く大夫、有女名華本、容貌甚麗、厚寵愛、處於後苑別墅、不教一男子、見祖母狀神化、形與此女通、生男、男形使常裸、踐脚多臍、臍人号之曰大童、後称之曰大夫、惟基也。

或曰、人王五十四代桓武皇朝藤原基経有、故配于豊後緒方莊、有女名華本、神通此、嵯峨皇朝弘仁辛卯歲二月五日産依名惟基、云々、今按此、偽謬之說最難、信如何、基経者於清和陽成光孝宇多等四朝、歷左右大臣、撰関、寛平三年五十六而薨、贈正一位、封越前公、諡昭宣公、終無配流之支、若或謂別人、任三公、人姓名顯然、而非所容易、人犯称、時代亦有違、不能無疑、或云藤原家之嫡流兼家之子道隆之二男、義同三司伊周之娘是、爲惟基、母四男隆家之子師大納言経輔、爲九州国司、下向、惟基勇救、伏悪馬、依爲養子、又爲婚云云。

肥後国菊池武時服、惟基勇救、相親睦云々、或人云神通、華本産三子、高知太郎佐伯二郎、借方三郎、是亦偽説、説不足取、如上多端或説若不然、則或謂不、故切記此耳、惟基威武傲恣、而押官賦、五十六壬清和皇朝貞観三年帝都被召賜死、詠歌免之、或云七十主後冷泉院承元元年帝都被召云云、惟基有五男、季子嗣家、五代之孫至、借方、三郎惟義、或作伊能、又作惟崇、個體不羈、振勇於九州、壽永二年起兵、於豊後に到、太宰府、追退于氏、首也、其後有、故得鎌倉、謙、惟義以親睦、義、有讓、頼朝者、依之受、頼朝公之謙責、居上州、沼田庄、免、頼朝、佐伯相、礼、爲、居城、相統、来、到、薩摩守惟治、奕世旌節、頭家名、藉、其、嶺、沮、壯、年、修、文武、一察、忠義、護、念、神、佛、撫、育、臣、庶、一、家、慶、日、昌、於、是、勸、諸、遠、祖、神、靈、有、心、欲、宣、昭、懿、德、光、業、大、業、創、業、工、速、不、日、成、之、加、之、劍、當、十、有、餘、社、其、心、日、益、翳、周、也、嗚、呼、惜、哉、無、不、有、始、有、終、鮮、哉、燈、將、滅、光、輝、其、烈、家、將、闕、好、孽、切、至、公

始有、終鮮哉、燈將滅、光輝其烈、家將闕、好孽切至、公

不辨妖魅幻惑、遠信、邪術、救裝、改更、斯、廢、狐、疑、日、前、機、
 害、緇、流、一、當、此、時、九州、探、題、二十、代、大、友、修、理、大、丈、裁、鑿、
 居、在、府、內、津、守、城、威、武、振、鎮、西、偶、有、讒、說、惟、陰、謀、
 者、嗚、呼、護、人、間、極、交、仇、家、國、止、棘、之、詩、垂、之、六、經、刺、讒、
 人、之、亂、誠、可、恐、而、可、識、探、題、家、不、法、可、否、逐、及、攻、伐、
 曰、許、近、江、守、長、景、承、命、將、二、萬、兵、圍、城、堅、壁、緊、守、兩、
 軍、相、挑、累、日、未、決、敵、傷、數、乞、和、公、信、之、義、城、潛、出、
 將、赴、日、州、路、經、黑、澤、僻、隘、于、此、黎、首、弥、四、郎、首、有、一、
 女、名、若、狹、賦、性、剛、雅、姿、貌、雍、雅、治、紡、績、香、薪、供、給、特、性、
 特、性、寵、重、得、佳、婿、欲、嗣、家、擇、對、積、年、適、在、改、傍、
 探、御、菜、公、於、野、上、疲、渴、就、女、乞、水、女、仰、瞻、公、非、
 凡、故、擲、杯、器、疾、走、把、屋、檐、所、貯、板、杓、汲、清、冷、奉、
 馬、上、公、即、渴、止、心、神、怡、悅、取、問、女、云、汝、翁、名、何、
 女、答、言、弥、四、郎、重、問、名、字、丞、氏、本、無、姓、氏、乎、女、答、言、
 唯、弥、四、郎、公、以、為、名、字、多、回、也、尔、未、多、回、為、姓、氏、又、問、
 汝、名、何、答、曰、若、狹、公、曰、汝、不、知、乎、我、則、惟、治、也、今、雖、敗、北、
 再、興、則、汝、父、子、共、當、為、人、今、日、恩、義、必、可、報、謝、若、狹、
 急、走、告、雙、親、雙、親、及、村、先、相、聚、為、君、父、答、拜、公、因、
 睡、自、春、初、至、中、冬、於、黑、沢、潛、居、消、日、暗、符、探、題、奇、策、
 然、而、許、狀、未、至、資、糧、既、盡、相、議、將、赴、日、州、爰、新、名、某、親、
 長、景、約、會、合、逆、黨、速、障、要、路、而、事、及、急、公、無、所、適、
 自、獲、又、嫡、男、千、代、鶴、御、曹、司、或、云、文、德、皇、朝、於、佐、伯、家、
 勅、許、御、曹、司、号、追、公、迹、於、中、路、死、于、從、者、手、從、
 祖、母、嶽、明、神、二、十、一、世、之、苗、裔、同、族、滅、是、何、日、哉、實、一、百、
 六、主、後、奈、良、院、大、永、七、歲、次、丁、亥、十、一、月、廿、一、日、也、於是、
 新、名、一、族、終、在、滅、亡、長、景、斬、而、死、七、九、故、公、族、無、盡、不、
 七、於、處、々、公、靈、神、威、人、稱、荒、人、神、無、不、戰、慄、託、託、
 多、田、弥、四、郎、娘、若、狹、疾、空、踏、水、誥、雙、親、云、汝、輩、不、知、
 我、手、我、是、佐、伯、惟、治、也、于、時、弥、四、郎、兼、村、老、驚、愕、歎、曰、
 惟、治、公、為、何、夏、未、於、此、賜、曰、我、臨、路、途、疲、渴、乞、水

胎、好、一、言、而、再、無、飯、噉、今、愧、其、言、從、故、未、告、汝、等、耳、
 從、今、以、往、尊、崇、若、狹、可、為、長、者、若、然、則、汝、子、孫、有、永、
 幸、且、亦、於、此、村、邑、創、建、一、區、庶、社、崇、奉、我、靈、可、最、
 祭、祠、我、當、擁、護、汝、等、若、或、疑、或、不、信、此、言、衆、庶、給、羨、罰、
 可、逆、戰、言、畢、若、狹、悶、絕、如、夢、中、知、是、神、異、不、一、就、中、長、景、
 新、名、滅、亡、遠、近、見、聞、無、不、驚、異、於、此、黑、沢、村、中、枳、地、創、建、
 神、廟、崇、奉、御、本、山、定、光、寺、富、鹿、大、權、現、尔、未、十、一、月、廿、五、
 日、祭、祠、恒、規、無、怠、神、威、格、哉、其、風、及、他、鄉、佐、伯、鄉、中、十、所、社、
 壇、於、今、存、在、於、日、州、三、河、內、以、公、御、鎧、太、刀、兼、手、為、神、
 靈、崇、奉、六、社、大、權、現、兩、若、法、諱、從、位、下、朝、散、太、夫、前、護、
 州、大、司、惟、治、大、概、正、徹、大、禪、定、門、御、曹、司、王、浦、宗、伯、禪、其、兩、
 碑、於、西、野、村、儼、然、現、在、也、黑、沢、村、氏、於、今、凡、有、求、者、
 仰、此、神、無、不、懇、祈、詩、曰、神、之、格、思、不、可、度、思、測、可、射、思、
 依、曰、至、誠、如、神、又、曰、大、而、化、之、之、謂、聖、聖、而、不、可、知、
 之、之、謂、神、巨、人、眷、戀、信、之、敬、之、依、敬、益、感、敬、而、尚、
 有、餘、悲、苦、悽、愴、若、或、見、之、至、和、至、禱、

佐伯家譜係 (有略)

惟基大神氏蛇子也錯方三郎先祖傳有錯方藤氏各傳記
 豐後住人白杵惟隆錯方三郎伊豫住人河野四郎通信源平
 乱時流寓

嘗享保十九歲次關連攝提格
 季昏穀且

再住妙心前往養退休賢林
 兼堂全壽叟誌焉 重印

(注)
 訓点、どうかと思われると、そのまゝのまゝにした。
 字体七つとめてそのまゝに左が普通の文字に、右は常用の
 字体を用いた。

富尾大権現畧縁起

抑当社御本山定光寺富の尾大権現の由来を尋るに祖母
歎大明神二十一代の後胤佐伯薩摩守惟治を崇め奉る所
の神詞也

蓋祖母岳大明神曰うがやふきおほせざる尊の御母公
豊玉姫なり豊後と曰何との境に鎮座まゝして神威
今に儼然をい

古き伝説に曰月何の國壺田と云所に富人あり名を太夫
と云一人の女子あり花の本と名く容色甚うるわしく
して父母是を寵愛す後苑に別宅を構えて常に此所に住
居せしめ他の男をして見へしめず然る所に祖母歎神
形を變じて花の本に通じ一人の男子をうめり此の男子
形健にして丈夫の姿あり常に歩行する事必はだしなり
脚におかざりひびたえず依て時の人ひびの本童と云う
是則佐伯家の元祖大父惟基也

或説に曰く人王五十代桓武天皇の御宇の朝臣藤原の基
経公子細おつて豊後の國緒方の庄に遠流せらる 基経
に娘あり祖母歎神此女に通ふて嵯峨天皇弘仁辛卯の
二月五日に惟基を出生すと云へり又の説には藤原の嫡
流兼家の子道隆の二男議同三司伊周の娘を惟基の母と
も云へり 又一説に祖母歎神花の本に通ふて三人の
男子を産む高知尾の太郎佐伯の二郎緒方の三郎と云へ
り右三ヶ條の説日本記に詳なりここには畧せし也

惟基生来武勇にして志ほしいまゝなり時々官賦を押
領せりこれによつて五十六代清和の皇朝貞観三年に帝
都に召されて死を賜ふ惟基歌を詠じて死をゆるさると
云ふ或説には七十七代後冷泉院の永承元年都に召すると
も云へり惟基に五人の男子あり末の子家をつかり五
代の孫緒方三郎惟基志剛殺にして旁を九州に振ふ事

永二年兵を豊後に起し太宰府にいたり子家をおいしり
かくその後力へあつて鎌倉のせめをうけ上州沼田の庄
に居住す後ゆるされて佐伯梅牟礼に歸つて居城を構ふ
相統いて薩摩守惟治公に至る累代家名を日ごせり惟
治公壯年及て文武を修し忠信を懐き佛神を護念し民
を撫育す長によつて家運増繁昌せりここに於て遠祖の
神靈を勧請して是を尊奉ししかの及ならず十余社を建
立して神徳さあらはしこれを敬ふの心甚切なり 然る
に人情の常の習ひ始あつて終あること稀なり終には邪
術を信して國の政事才左に暴悪の心日々に萌して佛法
を破壊し縮流を害すること多し 此時に當て九州の探
題二十代大友修理太夫内津守の城に居住し武威鎮西
にふるふ左ま左ま惟治謀反の心ありと護するものあり
探題家は是非を決せず終に一戦に及ぶ曰并近江守長景探
題家の命を授て二萬餘騎の兵を率いて梅牟礼の城を圍
む惟治公堅く城を守る兩軍相挑て日をかさぬといへと
も雌雄を決せず敵軍偽りおざむいて和睦せんと乞ふ惟
治公これと誠と思ひ城をひらいてひそかに出て日州へ
赴かんとして黒沢村をすく爰に濃弥四郎と云者一人の
女子あり名を若狭と云生れつき赤和にして容貌も又賤
しからず尋常等うる春つき薪をとり父母につかへて至
て孝心也父母寵愛して年月を送れり惟治公村路を通る
の時彼女たまに路邊におつて若菜をつむ惟治公馬上
に於て甚疲渴し給ひ女子にいつて水を求む若狭仰き見
て尋常の人におらざる事を悟り菰蓐を捨て我家に歸り
軒にかけ置所の新しき板杓をとり来り清水をくみて馬
上にすまむ惟治公のんどのかおきま相も悦び給ふ事
無限 惟治公女子に問ていおく汝が父の名は何と云名
字は如何にと問ふ 女子答て左大弥四郎と云へり惟治
公治字は多田なりと思ひ給へりそれよりしそ多甲を以

て家の名字とせり公又女子に問て曰汝が名は何ぞ答て
 我名は若狭と云公の曰汝しらす也我は是佐伯惟治なり
 今敵軍に及ぶと云へども我再おこらば汝が父子共に人
 のために名をしらるべし今日の恩義必ず報せんと云ふ
 若狭事の子細を聞急き立歸りて父母に告ぐ弥四郎并に
 村民打あつまりて君父の礼をおつふす惟治公此情によ
 つて春の初より冬の中頃に至る迄黒沢村に居して月日
 を送りひそかに又探題家の許しを伺ふといへども許状
 の沙汰もなく糧料のいとなみもつきければ日州へおも
 むかんとはかる然るに新名何某長景と相謀逆党をかた
 らひ公の行先をさへきり事急に及んで公終に自殺す
 橋男千代鶴御曹司惟治公の迹を慕是又中途にして供士
 の手に死す祖母岳明神より二十一代の苗裔日を伺ふし
 て族滅す是何れの日ぞ也実に入王一百六代後奈良院大
 永七年丁亥十一月廿一日なり然るに新名の一族狂を發
 して滅亡し長景狂して死す凡そ公に敵對する輩悉は
 るに失せぬしかのみならず公の神靈延々にをいて人と
 感ず時に荒人神といふおぢおそれすと云ふことの名し
 むる時神靈若狭に左くして空をかけり水とふんで弥四
 郎夫婦に告て曰汝らしらす也われは惟治なり時に弥四
 郎并に村民驚いていつて曰惟治公なりのためにか来り
 給ふ也公のいわくわれ疲渴のゆゑんで水を乞ひ女に一
 言をのこせりしかりといへども我再び居城に歸ること
 をえずして云ふ所をはたさず今其言葉の虚となること
 とはす故に未だ汝等に告ぐ今よりしてのち若狭と尊敬
 して祈のおさとすべし然らば汝等子孫に至る迄幸あ
 るべし又此地に於て一字の神社を建立して我神靈をあ
 がめ祭るべしわれ永く汝等が守りの神とならん若一念
 も疑ものあらば罰を蒙り其家退却せんと畢て若狭則絶
 入り夢中のごとしかくのごとし神靈おまた度也長景新

名滅亡の事遠近見る人聞く人肝を冷せりここに
 黒沢村の内地をえらんで庶民を建立し御本山定光寺富
 尾大権現と崇め奉るしかしてより以来十一月廿五日恒
 例の神事今において怠る事なし神感至れる哉その風他
 郷に及び佐伯郷中十所の社壇今に現在せり日州三河内
 においては惟治公の鎧太刀鞭等を以て神聖となし六社
 権現と尊奉す享保二十年卯の秋の頃公の唐所へ奉詣の
 もの灵感を蒙り盲人立地に両眼明らかなる事を得たり
 と藩国の男女歩を運ぶ今年元文元年の今日に至る迄貴
 賤遠近の傍をかへりみず参詣結縁するもの多しこれ偏
 に公の遺風餘烈のいぢしるべきかいたす所なり惟治公
 千代鶴君の法名石碛西野村において現在せり黒沢郷中
 の村民凡そ願の志一に皆富尾権現について祈るものや
 かりしを得ずと云ふ事なし誠なる哉神の徳を敬ふ
 によつて感とますと云へりこれを祭るの人は神の感徳
 をはつかしむる事なかり是と思ひこれと思ひ

古本傳者從多田弥四郎一六世之孫富尾宮之神司多田水
 質守旧名吉之進今改享保二十二年讀善賢閑居寶林莊堂大
 和尚一説云之然本傳若漢語而庸流之難解就余高
 書ニ國語之畧縁起也依茲譯漢語而為國語一
 便童蒙者易詭把毫於樓真堂

元文元年丙辰七月二十五日

善賢禪寺現任 全陸匡山謹誌



(つづく)